

<参考1>

「創業・第二創業促進補助金」の税務上の取扱いについて

補助事業者各位

平成28年3月1日

創業・第二創業促進補助金事務局

創業・第二創業促進補助金事務局にて実施しております「創業・第二創業促進補助金」は国からの補助金を原資として、創業・第二創業促進補助金事務局から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該補助金の交付を受けた事業者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定を適用することが出来ます。